地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)が令和7年厚生労働省告示第222号及び令和7年厚生労働省告示第223号をもって改正され、令和7年8月14日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定に基づき製造販売承 認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬4品目及び注射薬6品目) について、薬価基準の別表に収載したものであること。
 - (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品(注射薬1品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
 - (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	# <u>†</u>
品目数	6, 944	3, 493	1, 980	2 8	12, 445

- (4) 「薬価算定の基準について」(令和7年2月19日付け保医発0219第1号)第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目(内用薬4品目及び注射薬13品目)について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。
- (5) (4)による価格調整後の薬価は、令和7年11月1日から適用されるものであり、 それまでは従来の薬価が適用されること。
- 2 掲示事項等告示の一部改正について
 - (1) 別表第1に収載され、令和7年10月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものとしている医薬品のうち、代替される医薬品への切換の未了等により、製薬企業から薬価基準への収載期間の延長依頼があった医薬品(外用薬1品目)について、別表第1から削除し、別表第2に収載することにより、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外する時期を令和8年4月1日以降へ変更するものであること。
 - (2) (1)により掲示事項等告示の別表第1に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	6	4	2	0	1 2

(3) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	#
品目数	1 5 6	100	4 2	0	2 9 8

- (4) シパグルコシダーゼ アルファ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療 担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険 医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- 3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ベルスピティ錠2mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、他の薬物療法(5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド、免疫抑制剤、生物学的製剤、ヤヌスキナーゼ阻害薬等)による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) エアウィン皮下注用 45mg 及び同皮下注用 60mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は肺血管拡張薬による治療を受けている患者に適用を考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) タービー皮下注 3 mg 及び同皮下注 40mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、免疫調節薬、 プロテアソーム阻害剤及び抗 CD38 モノクローナル抗体製剤を含む少なくとも 3 つ の標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」とされている ので、使用に当たっては十分留意すること。

4 関係通知の一部改正について

- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)の一部を次のように改正する。
 - ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びクロバリマブ製剤」を「、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤」に改める。
 - ② 別添3区分01(5)イ中「及びクロバリマブ製剤」を「、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤」に改める。

薬価基準告示

	N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬		ウェリレグ錠40mg	ベルズチファン	40mg 1 錠	21, 916. 80
2	内用薬		オプフォルダカプセル65mg	ミグルスタット	65mg 1 カプセル	6, 038. 20
3	内用薬		ベルスピティ錠2mg	エトラシモドL-アルギニン	2 mg 1 錠	4, 792. 80
4	内用薬		リアルダ錠600mg	メサラジン	600mg 1 錠	96. 10
5	注射薬		アネレム静注用20mg	レミマゾラムベシル酸塩	20mg 1 瓶	1, 540
6	注射薬	局	アルプロスタジル注 5 μgシリンジ「日医工」	アルプロスタジル	5 μg1mL1筒	845
7	注射薬		エアウィン皮下注用45mg	ソタテルセプト (遺伝子組換え)	45mg 1 瓶	1, 082, 630
8	注射薬		エアウィン皮下注用60mg	ソタテルセプト (遺伝子組換え)	60mg 1 瓶	1, 441, 677
9	注射薬		タービー皮下注3mg	トアルクエタマブ(遺伝子組換え)	3 mg1.5mL1 瓶	146, 284
10	注射薬		タービー皮下注40mg	トアルクエタマブ(遺伝子組換え)	40mg 1 mL 1 瓶	1, 879, 962
11	注射薬		ポムビリティ点滴静注用105mg	シパグルコシダーゼ アルファ (遺伝子組換 え)	105mg 1 瓶	204, 251

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働告示第60号)の一部改正(令和7年11月1日より適用)

(単位:円)

				(単位・口)
医薬品コード	品 名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
2190045F1025	フォゼベル錠5mg	5 mg 1 錠	234. 10	208.30
2190045F2021	フォゼベル錠10mg	10mg 1 錠	345. 80	307.80
2190045F3028	フォゼベル錠20mg	20mg 1 錠	510.90	454.70
2190045F4024	フォゼベル錠30mg	30mg 1 錠	641.80	571. 20
2499418G5023	ウゴービ皮下注0.25mg SD	0.25mg0.5mL1キット	1, 923	1,764
2499418G6020	ウゴービ皮下注0.5mg SD	0.5mg0.5mL1キット	3, 281	3,009
2499418G7026	ウゴービ皮下注1.0mg SD	1 mg0. 5mL 1 キット	6,060	5, 557
2499418G8022	ウゴービ皮下注1.7mg SD	1.7mg0.75mL1キット	8, 101	7, 429
2499418G9029	ウゴービ皮下注2.4mg SD	2.4mg0.75mL1キット	11,009	10, 096
2189403G1029	レクビオ皮下注300mgシリンジ	300mg1.5mL1筒	443, 548	394, 758
1190408A1025	レケンビ点滴静注200mg	200mg 2 mL 1 瓶	45, 777	38, 910
1190408A2021	レケンビ点滴静注500mg	500mg 5 mL 1 瓶	114, 443	97, 277
2499418P1028	ウゴービ皮下注0.25mgペン 1.0MD	1 mg1.5mL1キット	6, 525	6, 049
2499418P2024	ウゴービ皮下注0.5mgペン 2.0 MD	2 mg1. 5mL 1 キット	11, 477	10, 590
2499418P3020	ウゴービ皮下注1.0mgペン 4.0 MD	4 mg 3 mL 1 キット	20, 703	19, 051
2499418P4027	ウゴービ皮下注1.7mgペン 6.8 MD	6.8mg 3 mL 1 キット	32, 853	30, 194
2499418P5023	ウゴービ皮下注2.4mgペン 9.6 MD	9.6mg 3 mL 1 キット	44, 485	40, 861

揭示事項等告示(削除)

別表第1 (令和7年9月30日まで)

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
1 外用薬	局	グリセリン「ヨシダ」	グリセリン	10mL

揭示事項等告示

別表第2 (令和8年3月31日まで)

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
1 外用薬	局	グリセリン「ヨシダ」	グリセリン	10mL

(参考:新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

(傍線部分は改正部分)

改正後 別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与するこ とができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型 血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化 第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人 血液凝固第WI因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製 剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合 体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモ ン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出 ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形 成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輪液、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩 製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド -1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用

別添1

第2章 特掲診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与するこ とができる。

改正前

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型 血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化 第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人 血液凝固第WI因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製 剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合 体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモ ン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出 ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形 成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩 製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド -1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用 透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI 2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、 スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸 エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナト リウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾク ロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルル ビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロク ロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチル リチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩 配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチ ン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウ ム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、 トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製 剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製 剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、 エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ リムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシ ズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマ ブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ ン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアル

透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI 2 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、 スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸 エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナト リウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾク ロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルル ビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロク ロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチル リチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩 配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチ ン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウ ム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、 トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製 剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製 剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、 エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ リムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシ ズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマ ブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ ン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアル ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、 ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テ デュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、 レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、 ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、 フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製 剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物 配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、ア バルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリ ズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム 製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ 製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボ ルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製 剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマ ブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メ コバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、 ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ 製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤

 $(2)\sim(6)$ (略)

ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、 ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テ デュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、 レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、 ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、 フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製 剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物 配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、ア バルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリ ズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム 製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ 製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボ ルヒアルロニダーゼーアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製 剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマ ブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メ コバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、 ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマ ブ製剤

 $(2)\sim(6)$ (略)

別添3

区分01 薬剤調整料

- $(1)\sim(4)$ (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等 のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液 凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因 子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固 第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロン ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続 携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激 ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロ ニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、イン ターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、 ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、 生理食塩水、プロスタグランジン I 2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製 剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ

別添3

区分01 薬剤調整料

- $(1)\sim(4)$ (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等 のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液 凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因 子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固 第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロン ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続 携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激 ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロ ニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、イン ターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、 ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、 生理食塩水、プロスタグランジンIっ製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製 剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ

トンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル 製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及 びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ ン製剤、アバタセプト製剤、p H 4 処理酸性人免疫グロブリン(皮 下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア スホターゼーアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、 デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・ グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラ ロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュ グルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソ

トンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル 製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及 びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ ン製剤、アバタセプト製剤、p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮 下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア スホターゼーアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、 デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・ グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラ ロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュ グルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソ リチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、ブロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及び及びシパグルコシダーゼアルファ製剤、に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

リチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、対コバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ~オ (略)	ウ~オ (略)
(6)~(13) (略)	(6)~(13) (略)